

第1章 長寿安心プランの趣旨

第1節 計画策定の趣旨と位置付け

1 計画策定の趣旨

我が国の総人口に占める65歳以上の高齢者の割合（高齢化率）は、平成6（1994）年には、「高齢社会」といわれる14%を超えています。平成26（2014）年9月現在では25%（総務省統計局人口推計）を超えており、国民の4人に1人が65歳以上の高齢者、8人に1人が75歳以上という「本格的な高齢社会」となっています。高齢化率は今後も上昇を続け、いわゆる「団塊の世代」が75歳以上となる平成37（2025）年には30%を超え、さらに平成72（2060）年には国民の2.5人に1人が65歳以上という、極めて高齢化が進んだ社会となることが予想されています。また、人口の高齢化に伴い認知症高齢者の数も増加していき、平成22（2010）年時点で全国に280万人いるとされている認知症高齢者が、2025年には470万人に達すると推計されています。

本市においても、平成12（2000）年の介護保険制度スタート時には16%であった高齢化率が、平成26年9月現在では24%に達しており、全国平均を下回っているものの、高齢者人口は年々増加傾向にあります。

このような諸外国に例をみないスピードで進行する高齢化に対応するため、国は、平成27（2015）年度からの介護保険制度改正において、高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができる体制づくりとしての「地域包括ケアシステムの構築」と、介護保険制度の持続可能性を確保するための「費用負担の公平化」を2本の柱として法改正を行っております。

一方、本市においては、高齢者一人ひとりが尊厳を保ち、住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためのまちづくりを目指して、平成24（2012）年に老人福祉計画・介護保険事業計画である「長寿安心プラン2012」を策定しました。この計画においては、高齢者のニーズや状態の変化に応じて必要なサービスを切れ目なく提供する「地域包括ケア」を推進するため、「医療と介護の連携による安心して暮らせる場の整備」、「介護予防の推進」及び「認知症の方の支援体制の充実」の3項目を重点方針として掲げ、各種の高齢者福祉施策に取り組んできました。また、市民、とりわけ高齢者が、施策の決定や実施などの様々な場面において、自らの意思を表明できるよう、市民参加の推進を重視してきました。

さらに、この計画期間中の平成26年3月には、本市の地域性を踏まえた地域包括ケアシステムの構築を目指し、2025年を見据えた基本的な施策のあり方を整理した「金沢市地域包括ケアシステム推進基本構想」を策定しました。

このたび、「長寿安心プラン2012」の計画期間（平成24～26年度）が満了することから、これまでの計画を検証するとともに、介護保険の制度改正及び「金沢市地域包括ケアシステム推進基本構想」の内容等を踏まえ、計画を見直し、本計画「長寿安心プラン2015」を策定するものです。

2 計画の位置付け

本計画は、老人福祉法及び介護保険法の規定に基づき、その内容を定め、老人福祉計画と介護保険事業計画を一体的に策定しています。

(1) 老人福祉計画と介護保険事業計画の関係

老人福祉計画は、健康な高齢者、生活支援を必要とする高齢者、介護を必要とする高齢者等の本市のすべての高齢者に関する政策全般を定めております。

介護保険事業計画は、介護を必要とする高齢者を対象とした介護保険サービスの必要量や、地域における自立した日常生活を支援するための総合的な施策などを実施する地域支援事業の必要量などの介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する事項を定めております。

このように、本計画は、老人福祉計画と介護保険事業計画を一体のものとして策定しており、健康づくり、介護予防、生活支援、介護など、高齢者の生活全体を支える事項を定めた総合計画です。

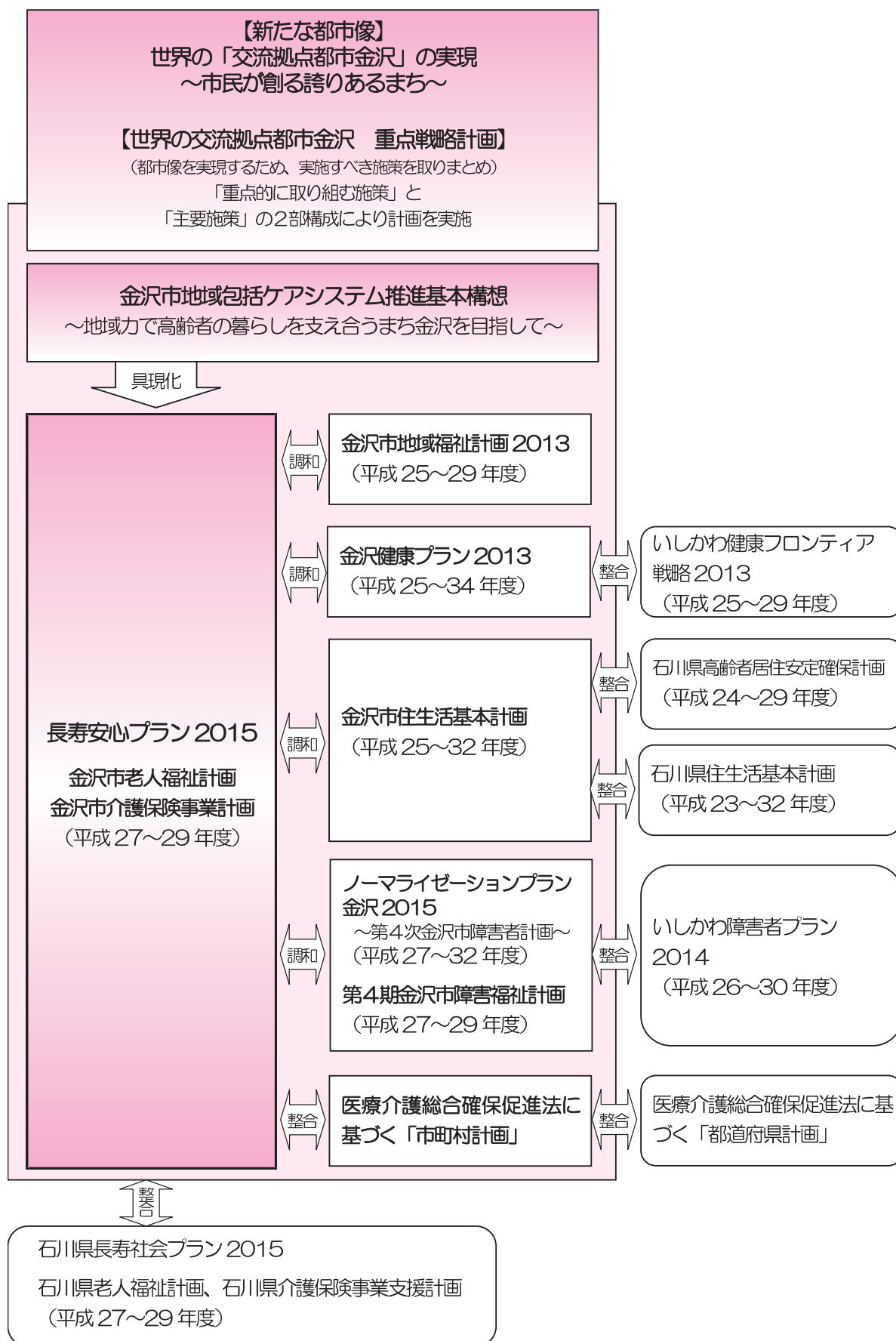
(2) 上位計画との関連

本計画は、本市の都市像「世界の交流拠点都市金沢」を踏まえ、今後10年間を見据えて講じるべき施策を取りまとめた「世界の交流拠点都市金沢 重点戦略計画」を上位計画として位置付けるとともに、平成26年3月に策定した「金沢市地域包括ケアシステム推進基本構想」を踏まえ、「金沢市地域福祉計画」や「金沢健康プラン」、「金沢市住生活基本計画」、「ノーマライゼーションプラン金沢」、「金沢市障害福祉計画」とも調和を図り策定しました。

また、本市を含む広域的な計画である「石川県老人福祉計画」及び「石川県介護保険事業支援計画」とも整合性を持つものです。

なお、今後策定される、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律に基づく「市町村計画」とも整合性の確保を図ることが求められています。

■図1 長寿安心プラン2015の位置付け



第2節 計画の期間と見直し

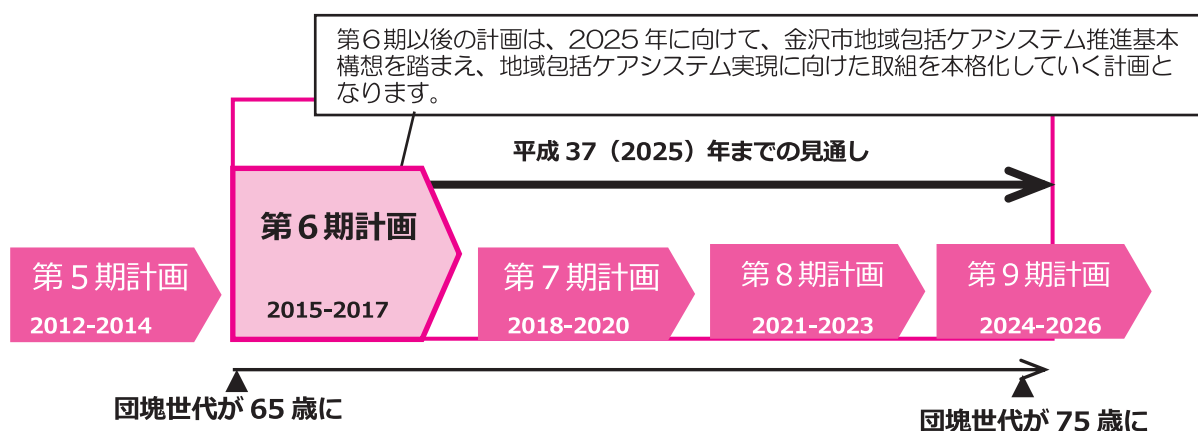
1 計画の期間

第6期の計画期間は、平成 27（2015）年度から平成 29（2017）年度までの3年間です。

2 計画の見直し

計画は3年ごとに、社会情勢や市民の意識等の変化に対応するため見直すこととされており、計画の達成状況の点検や事業の実施状況の評価を行い、計画の見直しを行います。

次期の見直しは平成 29 年度末までに行い、平成 30（2018）年度から平成 32（2020）年度までの第7期計画を策定する予定です。



第3節 計画策定の経緯と計画推進体制

1 計画策定の経緯

平成 12（2000）年7月、被保険者をはじめ介護に関する知識経験を持つ方、事業者、各種団体の代表からなる金沢市介護保険運営協議会が設置されました。

第6期事業計画の策定に当たっては、金沢市介護保険運営協議会のもとに平成 26（2014）年3月に、委員8名からなる長寿安心プランワーキングチーム（作業部会）を結成し、検討を進めてきました。

検討に当たっては、高齢者を取り巻く現状と介護サービスの利用状況を把握するとともに、「長寿安心プラン 2012」の施策目標に対する具体的取組の評価を行いました。また、平成 25（2013）年度には、本市在住の 65 歳以上の方 14,000 人を対象に「日常生活圏域ニーズ調査」を行い、高齢者が必要としているサービスや地域の課題などの把握を行い、計画への反映を行いました。さらには、市民フォーラムを計 10 回開催し、介護保険の制度改正や「金沢市地域包括ケアシステム推進基本構想」の内容について意見聴取を行うとともに、計画の骨子案を公表して意見公募を行うなど市民の方々のご意見を計画に反映できるよう努めてきました。

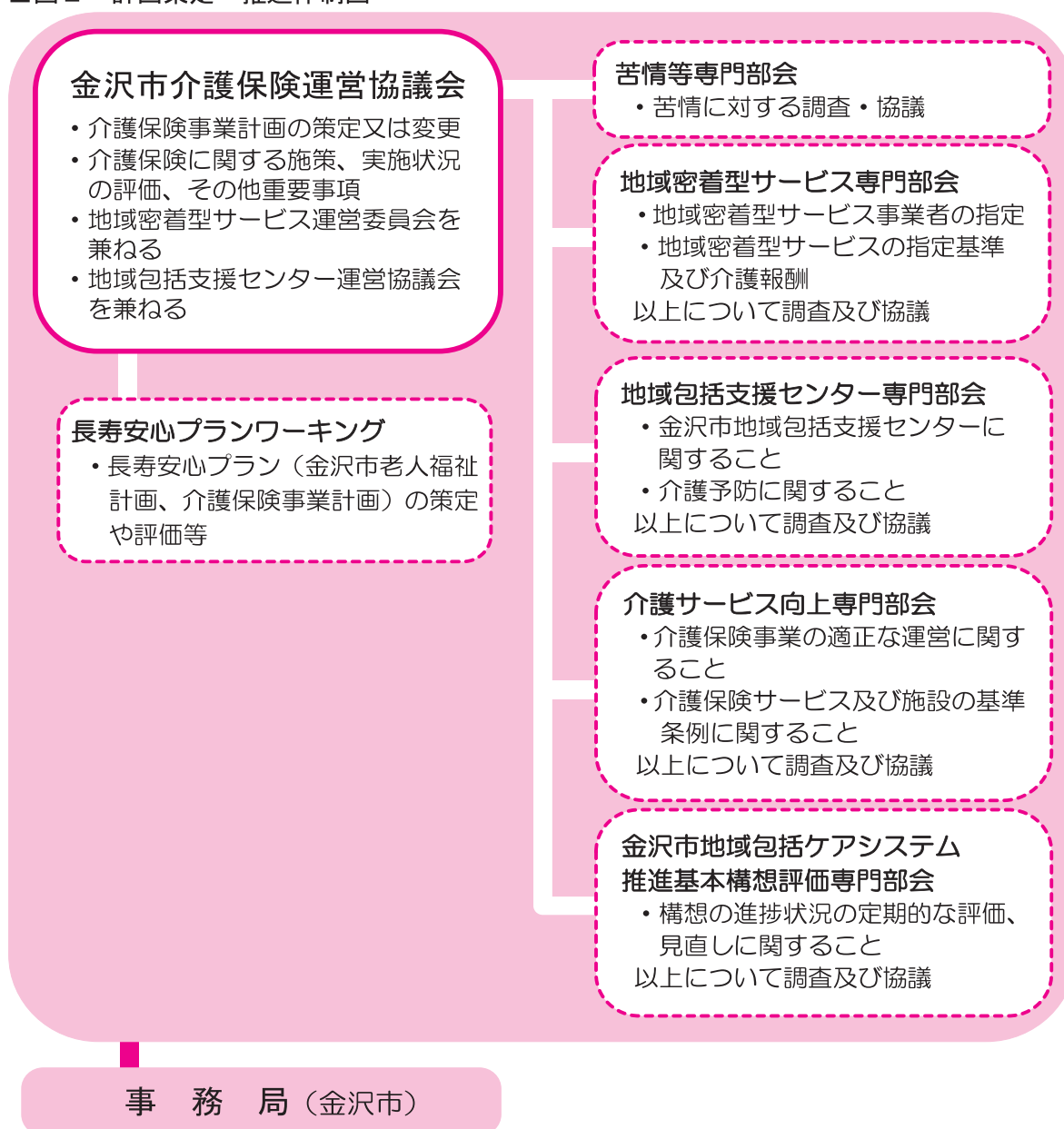
このように検討を重ね、第5期事業計画における現状と課題、そして、介護保険の制度改正及び「金沢市地域包括ケアシステム推進基本構想」の内容や市民の方々のご意見を踏まえ、今後の方策を打ち出し「長寿安心プラン 2015」を策定しました。

2 計画推進体制

第6期事業計画においても、金沢市介護保険運営協議会で事業計画の実施状況や介護保険制度全般にわたる重要事項について、調査、審議を行い、市民の方々の参加により計画を推進していきます。

また、金沢市介護保険運営協議会には、専門部会（図2）が設置されています。苦情等専門部会は、介護保険に対する苦情や相談を受け、問題の解決に当たっています。地域密着型サービス専門部会は、サービス事業者の指定やサービスの指定基準及び介護報酬について調査及び協議を行っています。地域包括支援センター専門部会は、地域包括支援センターに関することや、介護予防に関することについて調査及び協議を行っています。介護サービス向上専門部会は、介護保険事業の適正な制度運営に関することや、介護保険サービス及び施設の基準条例に関することについて調査及び協議を行っています。金沢市地域包括ケアシステム推進基本構想評価専門部会は、構想の進捗状況の定期的な評価、見直しに関することについて調査及び協議を行っています。

■図2 計画策定・推進体制図



第4節 日常生活圏域

1 日常生活圏域の設定

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、身近な生活圏域に様々なサービスが利用できる基盤整備が必要です。そのため、「長寿安心プラン」では、「日常生活圏域」という身近な生活圏域を単位として、その地域の特性やニーズに応じたサービス必要量を見込み、サービス基盤整備を行っています。

日常生活圏域は、①地理的条件、②人口規模と高齢化率、③交通事情、④その他社会的条件など地域の特性やニーズを考慮して、本計画で設定しています。

本市では、古くからのコミュニティ活動が根づいており、地区社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会、町会、婦人会等の地域活動の単位は小学校区を一地区と考える「校下」という考え方があり、地域福祉計画における「地域」は小学校区を前提にしています。

一方、地域包括支援センターは、複数の地区社会福祉協議会の地域を概ね中学校区ごとにまとめ、担当区域としています。小学校区では地域ごとの高齢者数に大きな差があること、また小学校区ごとに施設整備を考えると過大になることや、施設整備については地域の特性やニーズの的確な把握、各種団体等との連携や指導のしやすさ等を考慮すべきことから、地域の基本単位である地区社会福祉協議会（概ね小学校区）を中学校区程度にグループ化し、19の日常生活圏域として設定しました。（8、9ページ参照）

2 金沢市地域包括支援センター

地域包括支援センターは、日常生活圏域で地域包括ケア（※）を有効に機能させるために、保健師、主任介護支援専門員、社会福祉士の専門職種を配置し、多職種が力を合わせ、その専門知識や技術を互いに生かしながら、個別のサービスの調整も行う地域の中核機関として設置され、公平・中立の立場で介護支援を行います。また、市町村を責任主体として、連続性と一貫性をもった介護予防事業のケアマネジメント（※）を行っています。

本市では、保健師、主任介護支援専門員、社会福祉士に加え、介護支援専門員（※）（ケアマネジャー）を配置した職員4人体制としていますが、今後は、地域包括支援センターの機能を強化していくため、認知症地域支援推進員（※）の配置を進めていくとともに、医療や関係団体等との連携強化、地域包括支援センターを中心とした地域ネットワークの充実、高齢者虐待や支援困難ケースへの相談体制のさらなる強化等に取り組んでいきます。（図3）

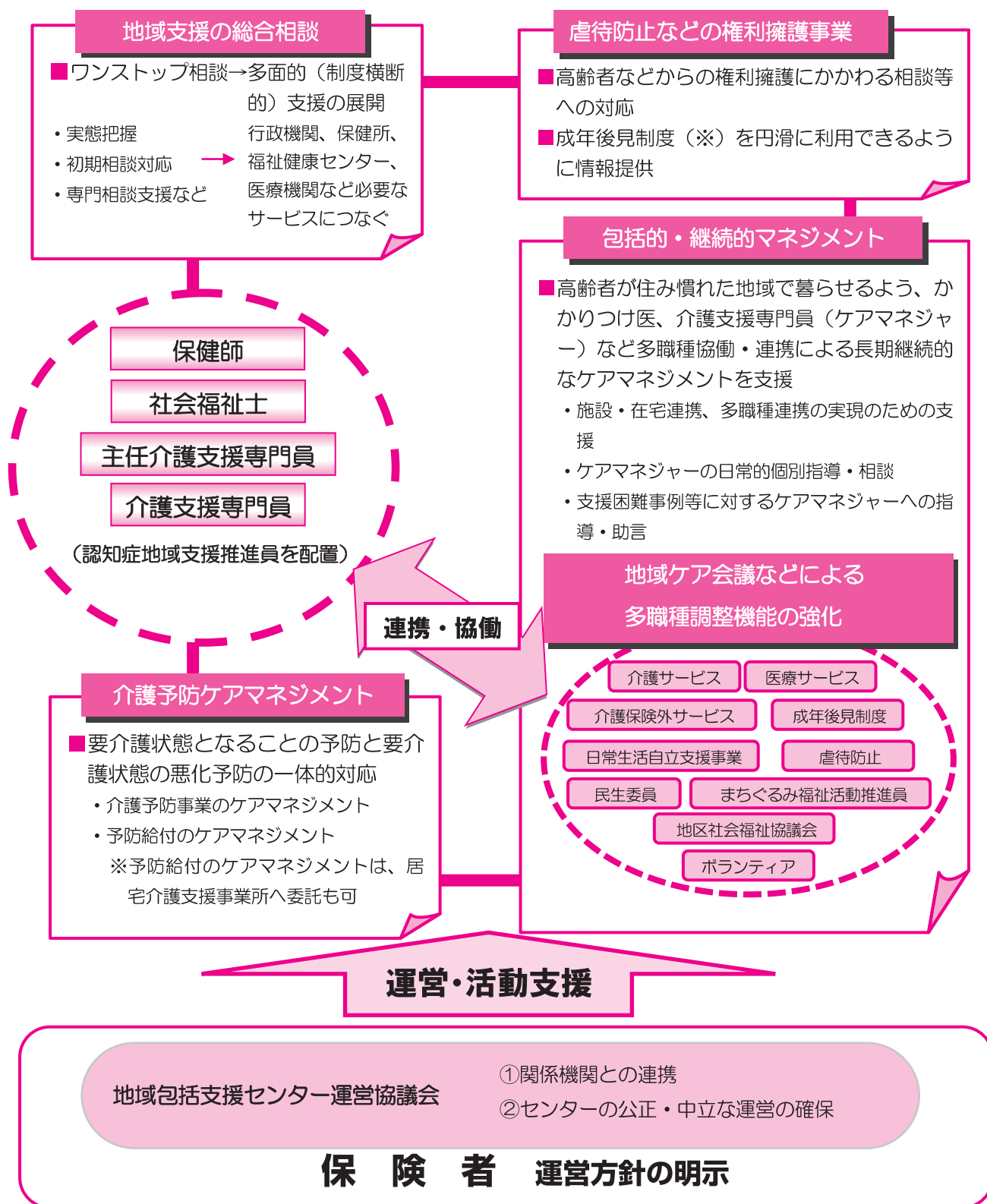
※**地域包括ケア**：高齢者が地域で自立した生活を営めるよう「住まい」、「介護」、「医療」、「生活支援」及び「介護予防」が切れ目なく提供されること。

※**ケアマネジメント**：対象者の自立支援の視点からニーズに合った適切なサービスが提供されるよう、課題分析、連絡調整、事後評価等の必要な援助を行うこと。

※**介護支援専門員**：利用者と介護保険サービス、その他の保健・医療・福祉サービスの調整を図る援助者（ケアマネジャー）のこと。

※**認知症地域支援推進員**：認知症の方ができる限り住み慣れた良い環境で暮らし続けることができるよう、地域の実情に応じて医療機関、介護サービス事業所や地域の支援機関をつなぐ連携支援や認知症の方やその家族を支援する相談業務等を行う。

■図3 金沢市地域包括支援センターの機能



※成年後見制度：判断能力の不十分な成年者を保護するための制度

※地域ケア会議：91 ページ参照

3 日常生活圏域の区域と金沢市地域包括支援センター

圏域	日常生活圏域の区域 (社協・民協地区名)	金沢市地域包括 支援センター	担 当
①	森本	きしかわ	元町福祉健康 センター
②	千坂・小坂	ふくひさ	
③	浅野・森山・夕日寺	かすが	
④	此花・瓢箪・馬場・松ヶ枝	おおてまち	
⑤	材木・味噌蔵	さくらまち	
⑥	浅川・犀川・湯涌	たがみ	
⑦	諸江・浅野川・川北	もろえ	駅西福祉健康 センター
⑧	鞍月・粟崎・金石・大野	くらつき	
⑨	大徳・戸板	えきにしほんまち	
⑩	長田・西・長町・長土堀・芳斎	ひろおか	
⑪	押野・三和・西南部	かみあらや	
⑫	二塚・安原・米丸	きたづか	
⑬	小立野・新竪	とびうめ	泉野福祉健康 センター
⑭	菊川・崎浦・十一屋・内川	みつくちしんまち	
⑮	長坂台・泉野	ながさか	
⑯	野町・弥生・中村・新神田	いずみの	
⑰	三馬・米泉	ありまつ	
⑱	富樫・伏見台	やましな	
⑲	額・扇台・四十万	まがえ	

■図4 日常生活圏域区域図（19圏域）



※この地図は、町単位で各圏域の境界を作成しているため、一部正確でない部分があります。

